

# 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定の概要

## — アジア太平洋地域における新たな経済連携協定—

外交防衛委員会調査室 神田 茂・上谷田 卓・佐々木 健

### 1. TPP協定の交渉の開始と大筋合意・署名

#### (1) P4協定の発効とTPP協定交渉の開始

2006年、シンガポール、ニュージーランド、チリ及びブルネイの4か国による環太平洋戦略的経済連携協定（P4協定）が発効した。同協定は、物品の貿易で例外品目を設けず関税撤廃を行う自由化率の100%に近い協定であるとともに、サービス貿易の自由化、競争政策、知的財産、政府調達等幅広い分野を対象としている。また、全ての締約国の合意により他のアジア太平洋経済協力（APEC）参加国・地域にも参加を認めている。

2008年3月、P4協定に金融サービスの自由化や投資の自由化を追加する拡大交渉が開始された。米国（ブッシュ政権）はこの交渉に加わり、2009年1月に発足したオバマ政権は同年11月にP4協定全体への参加の意思を表明した。このほか、豪州、ペルー及びベトナムが交渉に加わり、2010年3月、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定（以下「本協定」という。）の交渉が開始された。その後、新たにマレーシア、カナダ、メキシコ及び日本（2013年7月23日）が加わり、交渉参加国は12か国へと拡大した。

TPP協定交渉は、物品の関税の撤廃・削減やサービス貿易の自由化に加え、投資、競争、知的財産、政府調達等の非関税分野におけるルール作りのほか、新しい分野と評される環境や労働、TPPに特有な「分野横断的事項」等を含む21分野の包括的協定の作成を目指して重ねられた。

#### (2) 本協定の交渉の経過と大筋合意・署名

2010年3月に交渉を開始した参加国は当初、2011年11月の米国・ハワイにおけるAPEC首脳会議の時点での交渉妥結を目指していた。しかし、関税撤廃・削減を中心とする物品市場アクセスや知的財産、国有企業の扱い、環境等の分野で交渉が難航したこと、オバマ大統領が2013年10月のTPP首脳会合に国内問題への対応のため出席できなかったこと等もあり妥結の見通しが立たず、TPPの「漂流」も指摘される状況となった。

しかし、米国大統領選挙を翌年に控えた2015年1月、オバマ大統領は一般教書演説において、TPP交渉の妥結に不可欠とされ、通商協定交渉の権限を大統領に付与する貿易促進権限（TPA）法案<sup>1</sup>の早期成立に向け、米国議会に協力を呼び掛けるなど、交渉の妥結に強い意欲を示した。同法案に対して積極的とされる共和党が2014年11月の中間選挙で

---

<sup>1</sup> 米国では通商交渉の権限が議会にあり、TPA法とは通商協定の交渉権限を大統領に付与する一方で、大統領の議会等への説明責任を規定する法律をいう。議会はこの法律の有効期限内に大統領により署名された通商協定を実施するための法案が提出されてから最大90議会日以内に上下両院で賛否を決する必要がある。

上下両院の多数を占めていた議会は、2015年6月24日に「2015年TPA法案」を可決し、同法案は大統領により署名された。

また、2015年1月中旬に行われた日米二国間のTPP実務者協議により、2015年春までに全体での合意に至るべきとの認識が共有された旨が報じられ、同年4月26日に始まった安倍総理の米国公式訪問においては、日米が交渉全体を主導し早期妥結に導いていくことで両国は一致した。

こうした流れを受け、7月28日から31日まで交渉参加12か国による閣僚会合がハワイで開かれたが、乳製品や医薬品のデータ保護期間を中心とする知財分野など難航分野における主張の隔たりは埋まらず、大筋合意には至らなかった。

その後、12か国は水面下で交渉を継続し、9月28日に米国・アトランタで開かれた閣僚会合は会議日程が延長された末、10月5日、5年余に及んだ交渉は大筋合意に至った。さらに、協定案文が最終合意に至り、2016年2月4日に本協定の署名式がニュージーランドのオークランドで行われた。これを受け、本協定及び「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案」が、3月8日に国会（衆議院）に提出された。

## 2. 本協定の特徴

本協定の主な特徴の一つは、物品貿易を始め、原則全てのサービス・投資分野を自由化の対象とし、既存の経済連携協定（EPA）と比較し高水準の市場アクセスを目指していることである。

また、本協定は、税関手続、知的財産、電子商取引、国有企業等の各章に見られるとおり、WTO協定や既存のEPAと比べて高水準で包括的なルールを規定し、サプライチェーンのグローバル化<sup>2</sup>に資するとされている。さらに、多様な発展段階にある締約国や中小企業による協定の利用を支援する規定が盛り込まれている。なお、協定の各所にはその内容を定期的に見直すための規定が設けられており、「生きている協定」と称される<sup>3</sup>。

本協定の意義について、政府はアジア太平洋地域における物品・サービス貿易及び投資の自由化、知的財産、国有企業等に係る広範な21世紀型のルールの構築に加え、世界全体の貿易・投資ルールの新たなスタンダードを提供していく可能性とともに、中小企業や国内の地域等を含めた内外の成長促進を挙げている。また、オバマ大統領が2015年10月5日の大筋合意について地域の協力国・同盟国との戦略的関係を強める意義を強調している<sup>4</sup>のと同様に、普遍的価値を共有する国々との間での経済的相互依存の高まりが地域の繁栄・安定にもつながっていくとの長期的・戦略的な意義を挙げている<sup>5</sup>。

<sup>2</sup> 国境を越えて物品の製造やサービスの供給を展開することをいう。

<sup>3</sup> 第27章「運用及び制度に関する規定」には発効後3年以内の見直しの検討が規定され、複数の章で協定の見直しに関する規定が設けられている。

<sup>4</sup> 2015年10月5日の大筋合意を受けたオバマ大統領の声明による。同声明は「世界経済のルールを中国のような国に書かせるわけにはいかない。我々がルールを書く」とも述べている（『読売新聞』（平27.10.6））。

<sup>5</sup> 内閣官房TPP政府対策本部「環太平洋パートナーシップ協定（TPP協定）の概要」（平27.10.5）3頁。2016年3月現在、署名12か国のほか、インドネシア、タイ、韓国、フィリピン及び台湾が本協定への加入に関心を表明している。

### 3. 本協定の主な内容

本協定は、前文、本文 30 章及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書（各章の附属書と、複数の章に関連するものとして協定の末尾に付された附属書とがある。）から成っている。また、本協定に関連して、我が国と他の交渉参加国との間で、①国際約束を構成する 8 つの文書、②国際約束を構成しない 9 つの文書<sup>6</sup>が、それぞれ作成されている。

本協定は第 1 章において、締約国が 1994 年のガット<sup>7</sup>第 24 条及び G A T S<sup>8</sup>第 5 条の規定に基づく自由貿易地域の設定（1.1 条）<sup>9</sup>や用語の定義を行い、第 2 章以下には貿易・投資等に関する実体的規定及び手続的規定が設けられている。

#### （1）第 2 章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）

物品の貿易について、内国民待遇（2.3 条）等の基本的なルールを定めるとともに、自国の譲許表に従った関税の引下げや撤廃（2.4 条 2）等を規定している。

各締約国の関税撤廃率（品目数ベース）は、日本以外の 11 か国平均では農林水産品は 98.5%、工業製品は 99.9%であるが、日本については農林水産品が 81.0%<sup>10</sup>と相対的に低い一方、工業製品は 100%であり、産品全体では 95.1%となっている<sup>11</sup>。

#### 参考 我が国への物品市場アクセスの概要

米
<ul style="list-style-type: none"> <li>・精米等の国家貿易品目については、現行の国家貿易制度・枠外税率（精米：341 円/kg）を維持</li> <li>・米国・豪州に既存の W T O ・ミニマムアクセス枠とは別に、S B S（売買同時契約）方式の国別枠を設定（計 5.6 万トン（当初）から 7.84 万トン（13 年目以降）まで段階的に拡大）</li> </ul>
麦
<ul style="list-style-type: none"> <li>○小麦               <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の国家貿易制度・枠外税率（55 円/kg）を維持</li> <li>・米国・豪州・カナダに既存の W T O 枠とは別に、S B S 方式の国別枠を設定（計 19.2 万トン（当初）から 25.3 万トン（7 年目以降）まで段階的に拡大）</li> </ul> </li> <li>○大麦               <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の国家貿易制度・枠外税率（39 円/kg）を維持</li> <li>・既存の W T O 枠とは別に、S B S 方式の T P P 枠（全締約国が対象）を新設（2.5 万トン（当初）から 6.5 万トン（9 年目以降）まで段階的に拡大）</li> </ul> </li> </ul>
牛肉
<ul style="list-style-type: none"> <li>・関税は現行の 38.5%を、27.5%（当初）から 9%（16 年目以降）まで段階的に削減</li> <li>・セーフガードの発動基準となる数量は 59 万トン（当初）から 72.6 万トン（15 年目）まで段階的に引き上げ、16 年目以降の各年は前年の発動水準に 11,800 トンずつ加算</li> <li>・セーフガード税率は 38.5%（当初）から 18%（15 年目）まで段階的に削減し、16 年目以降は、前年にセーフガードが発動されなければ毎年 1%ずつ引き下げ、4 年間発動されなければ当該セーフガードは廃止</li> </ul>

<sup>6</sup> 9 つの文書のうち、日米並行交渉に関する文書は自動車の基準に関するものなど 5 つの文書から成る。

<sup>7</sup> 「千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定」

<sup>8</sup> 「サービスの貿易に関する一般協定」

<sup>9</sup> 本稿においては協定の個々の条文についてこのように表記する。

<sup>10</sup> これまで関税を撤廃したことがない 834 品目（重要 5 品目（米、麦、牛肉・豚肉、乳製品及び甘味資源作物）については 586 品目）のうち 395 品目（174 品目）の関税が撤廃されることとなる。

<sup>11</sup> 直近の日豪 E P A（2015 年 1 月に発効）の関税撤廃率は 89%となっている。

豚肉
<ul style="list-style-type: none"> <li>・差額関税制度・分岐点価格（524 円/kg）を維持</li> <li>・従価税（分岐点価格を上回る場合に課される）は、現行の 4.3%を、2.2%（当初）から段階的に削減し、10 年目以降は撤廃</li> <li>・従量税（分岐点価格を下回る場合に課される）は、現行の 482 円/kg を、125 円/kg（当初）から 50 円/kg（10 年目以降）に段階的に削減</li> <li>・セーフガードについては、輸入急増に対して、従量税を 100～70 円/kg に、従価税を 4.0～2.2%に、それぞれ戻すセーフガードを措置（11 年目まで）</li> </ul>
乳製品（バター・脱脂粉乳など）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・バター・脱脂粉乳については、現行の国家貿易制度・枠外税率（バター：29.8%+985 円/kg 等、脱脂粉乳：21.3%+396 円/kg 等）を維持</li> <li>・T P P 枠を設定し、バター・脱脂粉乳の合計で、6 万トン（当初）から 7 万トン（6 年目以降）まで段階的に輸入枠を拡大（枠内税率は 11 年目までに段階的に削減）</li> </ul>
甘味資源作物（砂糖など）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・粗糖・精製糖等については、現行の糖価調整制度を維持した上で、①高糖度の精製用原料糖について無税とし、調整金を削減、②新商品開発用の試験輸入に限定し、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入（粗糖・精製糖で 500 トン）を許容</li> </ul>
林産物・水産物
<ul style="list-style-type: none"> <li>・マレーシア、ニュージーランド、カナダ、チリ及びベトナムからの合板並びにカナダからの製材については、16 年目までの関税撤廃期間の設定とセーフガード措置の採用</li> <li>・あじ・さばについては 12～16 年目に関税を撤廃</li> </ul>
酒・たばこ・塩
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボトルワインについては 8 年目、清酒・焼酎については 11 年目に関税を撤廃</li> <li>・紙巻たばこについては、協定税率として無税（現在は暫定税率として無税）</li> <li>・精製塩については、11 年目に関税を撤廃</li> </ul>

（出所）農林水産省資料等を参考に筆者作成

我が国と米国との間では、T P P 交渉に向けた事前協議を踏まえ、我が国の主力分野である自動車（現行税率 2.5%）については、15 年目から段階的に関税を削減し、25 年目に撤廃するとされている（附属書 2-D 米国の関税率表）。

また、日米並行交渉を受け、国際基準に調和していない日本の安全基準に関して、対応する米国の基準が日本の基準と同等以上に厳格であると我が国が認める場合は、米国の基準を満たした自動車について、日本の基準に適合するものとみなすこと等が定められている（附属書 2-D 日本の関税率表：付録 D-1）。

## （2）第 3 章（原産地規則及び原産地手続）

輸入される製品について、関税の撤廃・引下げの特恵待遇の対象とするには、本協定の域内原産品と認められるための要件（原産地規則）を満たす必要がある。本章においては、原産地規則及び証明手続（原産地手続）について規定している。

原産品として認められるためには、①締約国の領域において完全に得られ、又は生産される製品<sup>12</sup>、②締約国の領域において原産品と認められた材料（原産材料）のみから完全に生産される製品、③締約国の領域において非原産材料を使用して完全に生産される製品であって、品目別原産地規則（附属書 3-D）に定める要件を満たすもののうち、いずれかの製品である必要がある（3.2 条）。

<sup>12</sup> 例えば、生きている動物で、締約国の領域において生まれ、かつ成育されたもの（家畜等）



また、他の締約国の原産品・原産材料や生産行為（加工等）を、自国の原産品・原産材料や生産行為とみなす「完全累積制度」が導入されている（3.10条）<sup>13</sup>。

原産地手続については、輸出者、生産者又は輸入者が、輸入する産品が原産品であることを証明する自己証明制度を採用している（3.20条）。

### （3）第4章（繊維及び繊維製品）

繊維及び繊維製品について、特別の原産地規則、セーフガード措置等を定めている。

原産地規則については、本章に定めがある場合を除き、第3章の規定を適用としている（4.2条1）。また、繊維製品が原産品として認められるためには、原則として、①紡績、②織布、③縫製の3工程全てを締約国域内で行わなければならないとしているが、域内で調達が困難な材料に限り、一定の要件の下、原産地規則を緩和している（4.2条2、3及び4）。

### （4）第5章（税関当局及び貿易円滑化）

税関手続について、予見可能で一貫性及び透明性のある適用の確保、締約国間の協力、国際基準への調和、手続の迅速化、行政上・司法上の審査の確保等を規定している。

具体的には、事前教示制度（物品の輸入に先立ち、輸入者等から関税分類や原産性等に関する照会を受けた場合、輸入国は150日以内に回答）（5.3条2）、通関手続の迅速化（可能な限り物品の到着後48時間以内に物品の引取りを許可）（5.10条2(a)）等を定めている。

### （5）第6章（貿易上の救済）

本協定に従って関税の引下げ等を実施した結果、特定の産品の輸入が急増し、国内産業に重大な損害等が生じている場合、締約国は、一定の経過期間（協定の効力発生から3年間。ただし、関税の撤廃が3年より長い期間にわたって行われる場合にはその期間。）の間、経過的セーフガード措置（本協定の下での関税譲許の一時的な停止又は一定の水準までの関税の引上げ（6.3条2））をとることができるとしている（6.3条1）。当該措置を維持できる期間については、原則として2年とし、例外的に1年を限度に延長できるとしている（6.4条2）。なお、同一産品に対して当該措置を2回以上とることは禁じられている（6.4条6）。

また、本章においては、ダンピング防止税及び相殺関税について、WTO協定<sup>14</sup>における権利・義務を留保するとともに（6.8条1）、貿易上の救済の手続における透明性及び適正な手続を推進するため、義務規定ではない形で、対面による情報の検証等の具体的手続

<sup>13</sup> 例えば、品目別原産地規則において、付加価値が45%以上であれば原産性を満たすとされている場合、締約国Aで生産された基幹部品（付加価値30%）と、非締約国Bで生産された汎用部品を、締約国Cがそれぞれ輸入して組立てを行い（付加価値20%）、締約国Dに輸出したとき、完全累積制度があることにより締約国Aと締約国Cの付加価値が合算され（付加価値50%）、原産地規則を満たすこととなる。仮に、同制度がなければ、締約国Cでの付加価値20%しか認められず、原産地規則が満たされないこととなる。

<sup>14</sup> 「千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定」第6条、「ダンピング防止協定」及び「補助金及び相殺措置に関する協定」を指す。

を規定している（附属書6-A）。

#### （6）第7章（衛生植物検査措置）

物品の輸入に際して行う衛生植物検疫措置（SPS措置）について、人、動物又は植物の生命又は健康を保護しつつ、締約国が実施する措置が貿易に対する不当な障害をもたらすことのないようにすることを確保することについて規定を設けている。

WTO・SPS協定<sup>15</sup>を強化・拡充するものとしては、SPS措置の実施に関してWTO衛生植物検疫委員会の関連する指針や国際的な基準等を考慮すること（7.7条2など）、自国の措置に関する情報提供などSPS措置に関する手続の透明性の向上（7.13条）等に関する規定が置かれている。

#### （7）第8章（貿易の技術的障害）

本章の規定は、不必要な貿易の技術的障害（TBT）<sup>16</sup>を撤廃し、透明性を高め、規制に関する一層の協力及び規制に関する良い慣行を促進すること等により貿易を円滑にすることを目的としており（8.2条）、WTO・TBT協定<sup>17</sup>を踏まえた規定が定められている。

TBT協定に規定されていないものとしては、各締約国が新たな強制規格等を作成する際に他の締約国の利害関係者に対して意見提出の機会を付与すること等を認めること（8.7条1）、他の締約国内の適合性評価機関<sup>18</sup>に内国民待遇を与えること（8.6条1）等を規定している。

#### （8）第9章（投資）・第10章（国境を越えるサービスの貿易）・第11章（金融サービス）

本協定においては、原則全ての投資・サービス分野を対象とした上で、第9章、第10章及び第11章に規定する義務が適用されない措置や分野を附属書に列挙するネガティブ・リスト方式が採用されている（第9章（9.12条）及び第10章（10.7条）については附属書I及び附属書II、第11章（11.10条）については附属書III）。ネガティブ・リスト方式は、GATSで採用されているポジティブ・リスト方式（義務の遵守を約束する分野のみを列挙する方式）と比較して規制の現状や根拠法令を明確にできる利点があり、規制の透明性、予見可能性等が高いとされる<sup>19</sup>。

また、内国民待遇等の自由化に関わる規律を適用しないことが認められた措置について、本協定発効後に規制の緩和や撤廃を行った場合には、変更時点よりも自由化の程度をより悪化させないことを約束するラチェット条項が置かれている（第9章及び第10章については附属書I、第11章については附属書III A節）。他方、各国の政策上、将来にわたって規

---

<sup>15</sup> 「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」

<sup>16</sup> 安全や環境保全等の観点から各締約国が採用する工業製品等の強制規格、任意規格及び適合性評価手続（工業製品等が強制規格などの要件を満たしていることを確認する手続（試験、確認、検査及び証明など）が保護主義的に濫用され、貿易障壁となることをいう。

<sup>17</sup> 「貿易の技術的障害に関する協定」

<sup>18</sup> 工業製品等に対し、適合性評価を実施する機関をいう。

<sup>19</sup> 我が国が本協定署名国と締結済みのEPAでネガティブ・リスト方式を採用しているのは、メキシコ、チリ、ペルー及び豪州のみである。

制を導入し、又は強化する必要がある分野については、自由化に関わる規律を適用しないことが認められており（包括的な留保＝いわゆる「将来留保」、このような分野にはラチェット条項は適用されない（第9章及び第10章については附属書Ⅱ、第11章については附属書ⅢB節）<sup>20</sup>。

#### ア 第9章（投資）

本章は投資財産<sup>21</sup>の設立段階及び設立後の内国民待遇（9.4条）及び最恵国待遇（9.5条）を保障する「自由化型」の内容となっており<sup>22</sup>、投資財産に対する公正衡平待遇並びに十分な保護及び保障（9.6条）、正当な補償等を伴わない収用の禁止（9.8条）、投資家に対する特定措置の履行要求（現地調達、技術移転等）の原則禁止（9.10条）等を規定している<sup>23</sup>。また、投資受入国が本章に規定する義務に違反したことにより投資家が損害を受けた場合における投資家と国との間の紛争解決（I S D S）のための手続も定めている。

本章の規定に関し、我が国の締結済みの投資関連協定<sup>24</sup>（投資協定及びE P A投資章）にも類似する規定はあるが、特定措置の履行要求の原則禁止規定のうち、特定技術の使用要求の禁止（9.10条1(h)）、投資家が締結するライセンス契約に関するロイヤリティ規制の禁止<sup>25</sup>（9.10条1(i)）については、既存の投資関連協定でも規定されることが少ない。

なお、本章に規定する義務は、投資受入国による環境や健康等の正当な公共目的等に基づく規制措置には適用されない旨の規定が設けられている（9.4条注釈、9.10条3(d)、9.16条など）。

I S D S手続については、投資紛争が生じた場合、まず紛争当事者間における協議及び交渉（あっせん、調停、仲介等を含む。）を通じて紛争解決に努めるべきこととされ（9.18条）、被申立人が協議の要請を受領した日から6か月以内に解決できなかった場合に仲裁に付託することができる（9.19条）<sup>26</sup>。

一方、本協定には濫訴抑制につながる規定も盛り込まれており、①申立期間を3年6か月に制限すること（9.21条1）、②仲裁廷は国家の義務違反の有無を判断する前に、訴えが権限の範囲外であるとの被申立国による異議等について決定を行うこと（9.23条4）、

<sup>20</sup> 我が国は、社会事業サービス（保健、社会保障、社会保険等）、政府財産、公営競技等、放送業、初等及び中等教育、エネルギー産業、領海等における漁業、警備業、土地取引等について包括的な留保を行っている。

<sup>21</sup> 投資家（企業、株式等の形態を含む。）が直接又は間接に所有し、又は支配している全ての資産であって、投資としての性質（資本その他の資源の約束、収益若しくは利得についての期待又は危険の負担を含む。）を有するものをいう（9.1条）。

<sup>22</sup> 投資の保護と自由化に関するWTO協定の規律には、貿易に関連する投資措置に関する協定（T R I M s協定）がある。

<sup>23</sup> 連邦制国家である米国、カナダ、豪州等の地域政府が実施する協定違反の投資規制に対し、国家間で対応策を協議する規定も新たに盛り込まれている（9.12条3）。国境を越えるサービスの貿易章（10.7条3）及び金融サービス章（11.20条2）にも同様の規定が定められている。

<sup>24</sup> 2016年3月現在、我が国の発効済みの投資関連協定は35（投資協定24、投資章を含むE P A11）である。

<sup>25</sup> 投資家が締結する特許権や技術ノウハウなどの知的財産の使用許諾に関するライセンス契約に関し、締約国が契約に定める使用料を一定の率又は金額にすることや契約の有効期間を制限することを禁止する内容。

<sup>26</sup> 本協定では、投資紛争解決国際センター（I C S I D）、国際連合国際商取引法委員会（U N C I T R A L）等に付託することができる（9.19条4）。

③全ての事案の判断内容等を原則として公開すること（9.24条2）等が挙げられる。

なお、本協定に基づく裁定に際しては、仲裁廷は懲罰的な損害賠償の支払を命じてはならず（9.29条6）、その効果も紛争当事者間の特定事件についてのみ拘束力を有することとされている（9.29条7）。

本章の規定により、我が国との間で投資関連協定が締結されていない米国、カナダ及びニュージーランドとの間では、より実質的な投資家保護のための国際法上の枠組みが提供される。また、我が国との間で投資関連協定を締結済みの本協定署名国のうち、ISDS手続の規定がない豪州との間ではISDS手続の利用が可能となるほか、ISDS手続の利用に条件が付されていたマレーシア、シンガポール及びブルネイとの間では、その適用対象がそれぞれ拡充される<sup>27</sup>。

#### イ 第10章（国境を越えるサービスの貿易）

サービス貿易とは、サービスの国際取引のことであり、GATSはその自由化については、①国境を越えるサービスの提供（越境取引）、②海外における消費の態様によるサービスの提供（国外消費）、③海外の商業拠点を通じてのサービス提供（商業拠点）、④自然人の移動を通じたサービスの提供（人の移動）の4態様に分類・規律している。我が国が締結済みのEPAにもサービス貿易に関する章が設けられている。

本章においては、上記のうち、①越境取引、②国外消費及び④人の移動に関し<sup>28</sup>、内国民待遇（10.3条）、最恵国待遇（10.4条）、市場アクセス制限（数量制限の禁止等）の禁止（10.5条）等の規定が置かれており（10.1条）、市場アクセスの一層の改善が約束されている<sup>29</sup>。

#### ウ 第11章（金融サービス）

金融サービスは経済活動のインフラであり、金融サービスの自由化は当該分野のみならず、他のサービス分野への影響も大きい。本協定においては、国境を越える金融サービスに関する独自の章が設けられている。

具体的には、内国民待遇（11.3条）、最恵国待遇（11.4条）、金融機関の市場アクセス制限（数量制限の禁止等）の禁止（11.5条）、規制の透明性の確保（11.13条）といったGATSと同種の規律のほか、経営幹部等に対する国籍・居住要件の要求禁止等（11.9条）、支払及び清算システムへのアクセスの許可（11.15条）、保険サービス提供の迅速化（11.16条）など、貿易自由化の促進のための規律を定めている。

なお、本章の規定は、各締約国の公的年金計画又は社会保障に係る法律上の制度の一部を形成する活動・サービス（公的医療保険を含む）等には適用されない（11.2条3）<sup>30</sup>。

<sup>27</sup> 日・マレーシアEPAでは内国民待遇及び特定措置の履行要求に関する措置が、日・シンガポールEPAでは最恵国待遇に関する措置が、日・ブルネイEPAでは投資財産の設立前の措置が、それぞれISDS手続の適用が除外されている。

<sup>28</sup> ③商業拠点については、本協定上、第9章（投資）で規律されている。

<sup>29</sup> 例えば、ベトナムやマレーシアにおいてコンビニ等の小売サービス分野における外資規制が緩和されているほか、マレーシアが採用するブミプトラ政策に関する留保内容も制限されている。

<sup>30</sup> 締約国の勘定のために、その保証の下に、又はその財源を利用して行われる活動・サービスに関する措置についても適用されない。なお、公的医療保険には、制度共済（金融庁以外の所管官庁の監督の下で保険業法以外の根拠法に基づいて行われる事業）も含む。



### (9) 第12章（ビジネス関係者の一時的な入国）

本協定では、広範な経済活動を扱う協定の効果をより高めるため、ビジネス活動のニーズに即した自然人の入国等に関する措置を対象とし、ビジネス関係者の一時的な入国の許可及びそのための要件（12.4条）、申請手続の迅速化（12.3条）等が規定されている。

我が国は、短期の商用訪問者、企業内転勤者等に対し、入国及び一時的な滞在を許可すること等を約束している（附属書12-A）。また、単純労働者の受入れを義務付けるような規定はない。

### (10) 第13章（電気通信）

本章には、電気通信サービスの経済活動における重要性や技術的な発展が著しい分野であるとの特性を踏まえた規定が置かれている。具体的には、公衆電気通信サービスへのアクセス及びその利用に関する措置（13.4条）等のGATSと同種の規律のほか、競争条件の確保のためのセーフガード（13.8条）、主要な公衆電気通信のサービス提供者との相互接続（13.11条）等のGATS第4議定書<sup>31</sup>と同種の規律を定めている。

また、電気通信分野の貿易を促進する観点から、国際移動端末ローミング・サービス（例えば、国内で使用している端末・電話番号のまま海外の通信インフラを利用することを可能とするサービス）について合理的な料金設定に努めること（13.6条）や公衆電気通信サービスの再販売（電気通信事業者から借りた回線を使用し、付加価値を加えた形で公衆電気通信サービスを販売すること）を禁止してはならないとする規定（13.9条）など、GATSや我が国の締結済みのEPAにはない規律も盛り込まれている。

### (11) 第14章（電子商取引）

世界的なコンピュータネットワークを活用した国際的な電子商取引の利用に対する障害の回避は、その重要性に係る認識が一層強まっているが、WTO協定には電子商取引に関する規律はなく、我が国と本協定署名国との間においても、豪州とのEPAを除いて規定がない。

本章においては、締約国間における電子的な送信に対して関税を賦課してはならないことを義務化（14.3条）<sup>32</sup>したほか、他の締約国において生産等されたデジタル・プロダクト（電子的に送信されるコンピュータ・プログラム等）の無差別待遇（14.4条）、電子商取引事業の実施に際し、個人情報を含む情報の電子的手段による国境を越える移転を原則として許可すること（14.11条）、コンピュータ関連設備の自国領域内への設置要求の禁止（14.13条）、大量販売用ソフトウェアのソース・コードの移転要求の原則禁止（14.17条）等の電子商取引に対する過剰な規制を防ぐ規定が盛り込まれている。同時に、電子商取引

<sup>31</sup> 第4議定書（1998年2月発効）は、GATS電気通信附属書の追加的約束として加盟国が自主的に自由化を約束する措置、分野が記されており、ウルグアイ・ラウンド後の継続交渉で作成された「基本電気通信の規制の枠組みの参照文書」の内容が盛り込まれている。

<sup>32</sup> 1998年2月の第2回WTO閣僚会議以降、WTOで累次確認されている「電子的送信に対する関税不賦課原則（関税不賦課モラトリアム）」に恒久的な法的拘束力を与えている。

利用者の個人情報の保護（14.8条）やオンライン消費者の保護に関する規定（14.7条）など、消費者が電子商取引を安心して利用できる環境も整備されている。

#### （12）第15章（政府調達）

政府調達（各締約国の中央政府や地方政府等の機関が行う物品及びサービスの調達）について、本章においては、適用の対象となる各締約国の機関、物品及びサービスを定めるとともに（附属書15-A）、各締約国の中央政府等の機関が一定の基準額以上の政府調達を行う場合等において、他の締約国の企業等に対して、内国民待遇及び無差別待遇を与えること（15.4条1、2及び3）、公開入札を原則とすること（15.4条4）等を規定している。

政府調達に関する国際的な規律は、WTO加盟国の有志国が参加するGPA<sup>33</sup>や各国が締結する二国間EPA等に設けられている。しかし、マレーシア、ベトナム及びブルネイは、GPAを締結しておらず、我が国との二国間EPAにおいてもGPAと同水準の政府調達に関する規定は設けられていないため、日本企業によるこれら3か国の政府調達市場への参入についての詳細なルールが初めて国際約束として規定される。また、米国、豪州、カナダ及びシンガポールは既存の国際約束では対象としていない機関やサービスを本章の対象とし、豪州、チリ及びペルーは調達の基準額の引下げを約束している（附属書15-A）。

#### （13）第16章（競争政策）

競争法令の制定又は維持（16.1条）、競争当局の維持（16.1条3）、競争法令の違反の疑いについて競争当局と事業者との合意により自主的に解決する権限を競争当局に与えること（16.2条5）等の競争法令の執行における手続の公正な実施、締約国間及び競争当局間の協力（16.4条）、消費者の保護（16.6条）等について規定している。

なお、WTO協定には競争政策に関する規定は定められておらず、また、我が国が締結済みのEPAにおいても競争法令の執行における手続の公正な実施等について定めた規定はない。

#### （14）第17章（国有企業及び指定独占企業）

本協定の署名国には、マレーシア、ベトナム及びブルネイのように、国有企業が経済活動において主要な役割を果たしている国も存在する。

このため、本章には、①国有企業及び指定独占企業<sup>34</sup>が他の締約国の企業に対し無差別待遇を与えることを各締約国が確保すること（17.4条1(b)、17.4条2(b))、②国有企業への非商業的な援助によって他の締約国の利益に悪影響を及ぼしてはならないこと（17.6条）、③国有企業及び指定独占企業に関する一定の情報を他の締約国に提供すること（17.10条3）等について規定が設けられている。

各締約国は、自国の特定の国有企業等の特定の活動については特定の規律を適用しない

---

<sup>33</sup> 「政府調達に関する協定」

<sup>34</sup> 指定独占企業とは、本協定の発効日の後に指定される私有の独占企業及び締約国が指定する又は指定した政府の独占企業をいう（17.1条）。

として、国別附属書で留保している。我が国は、地方政府の所有・支配する国有企業及び地方政府の指定する指定独占企業について特定の義務を留保している（附属書 17-D）。

なお、国有企業等に特化した規律は、WTO協定及び我が国が締結済みのEPAには盛り込まれていない。

## （15）第 18 章（知的財産）

知的財産権の保護と利用の推進を図るため、知的財産の保護水準の向上や知的財産権の行使に関して規定している。本章においては、商標、地理的表示、特許、意匠、著作権、開示されていない情報等が対象となる知的財産とされ（18.1条1）、WTO・TRIPS協定<sup>35</sup>よりも高度又は詳細な規律が含まれている。

### ア 商標

商標権の取得を円滑化するため、商標の国際的な一括出願を規定したマドリッド議定書<sup>36</sup>又は商標出願手続の国際的な制度調和と簡略化を図るための商標法シンガポール条約<sup>37</sup>のいずれかを締結することを義務付けるとともに（18.7条2）、商標の不正使用について、法定損害賠償制度又は追加的損害賠償制度のいずれかを採用又は維持すること（18.74条7）等を規定している。

### イ 地理的表示

各締約国が地理的表示の保護又は認定のための行政手続を定める場合について規定するとともに（18.31条）、国際協定に従って地理的表示を保護又は認定する場合の規律（18.36条）等について定めている。

### ウ 特許

特許期間延長制度（特許の出願から5年又は出願の審査請求から3年のうちいずれか遅い方の時を超過して特許の付与が行われた場合、不合理な遅延については特許期間の延長を認める。）の導入の義務付け（18.46条3及び4）、新規性喪失の例外規定（特許出願前に学会等の場で自ら発明を公表した場合等に、公表から1年以内に出願したものについては、新規性等が否定されない。）の導入の義務付け（18.38条）等が定められている。

### エ 著作権

著作物、実演又はレコード（以下「著作物等」という。）の保護期間については、①自然人の生存期間に基づき計算される場合には、著作者の生存期間及び著作者の死後少なくとも70年、②自然人の生存期間に基づき計算されない場合には、（i）著作物等の権利者の許諾を得た最初の公表の年の終わりから少なくとも70年、（ii）著作物等の創作から25年以内に権利者の許諾を得た公表が行われない場合には、創作の年の終わりから少なくとも70年とする（18.63条）ことが定められている。

また、故意による商業的規模の著作物の違法な複製等を非親告罪化する。ただし、非

<sup>35</sup> 「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」

<sup>36</sup> 「標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書」

<sup>37</sup> 「商標法に関するシンガポール条約」

親告罪とする対象を、市場における著作物等の利用のための権利者の能力に影響を与える場合に限定することができることとしている（18.77条6(g)）。

さらに、著作権等の侵害については、法定損害賠償制度又は追加的損害賠償制度のいずれかを採用又は維持すること（18.74条6）等を規定している。

#### オ 医薬品の知的財産の保護

医薬品の販売承認のための試験・審査によって有効な特許期間が不合理に短縮された場合に特許期間の延長を認める制度の導入（18.48条2）を定めるほか、新薬について5年間のデータ保護期間の設定（18.50条）<sup>38</sup>、後発医薬品の承認審査時に有効特許を考慮する特許リンケージ制度の導入（18.53条）など、医薬品の知的財産保護を強化する制度を導入することについて定めている。

#### カ 知的財産権の権利行使

不正商標物品又は著作権侵害物品の疑いのある輸入物品等について、権限のある当局に職権で差止め等の国境措置を行う権限を付与すること（18.76条5）を始め、営業上の秘密の不正取得（18.78条2）、商標権を侵害しているラベルや包装の使用（18.77条3）等の刑事罰化など、T R I P S協定やA C T A<sup>39</sup>と同等又はそれを上回る規範を導入することについて規定している。

### (16) 第19章（労働）・第20章（環境）

本協定の労働章は、①貿易又は投資に影響を及ぼす態様で自国の法律の免除等を行ってはならないこと（19.4条等）、②労働者の基本的権利（結社の自由及び団体交渉権の実効的な承認、強制労働の撤廃、児童労働の実効的な廃止、雇用・職業に関する差別の撤廃等）及び労働条件（最低賃金、労働時間等）を規律する法律等を自国で採用・維持すること（19.3条）などを規定している。

一方、環境章は、①締約国間の相互に補完的な貿易政策及び環境に関する政策の促進（20.2条）、②高い水準の環境の保護及び効果的な環境法令の執行の促進（20.2条）、③有害な漁業補助金の禁止（20.16条）、④野生動植物の違法な採捕及び取引への対処（20.17条）等について定めている<sup>40</sup>。

W T O協定には労働及び環境に関する規律はなく、また、我が国が締結済みのE P Aにも、これらに関する規定が設けられた例はあるが、独立の章が設けられたことはない。

### (17) 他の分野に関する規定と本協定の発効要件

これらの規定のほか、本協定には、協定を履行する国内体制が不十分な国に対する技術

<sup>38</sup> ただし、生物製剤についてはデータ保護期間を8年以上とすること等（18.51条）としている。

<sup>39</sup> 「偽造品の取引の防止に関する協定」。なお、2016年3月時点で未発効。

<sup>40</sup> 漁業補助金については、①漁獲に対する補助金であって、濫獲された状態にある漁業資源に悪影響を及ぼすもの、②I U U漁業（違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業（illegal, unreported, unregulated fishing））に従事する漁船に対して交付されるものが禁止されている。持続的漁業の発展、多面的機能の発揮や震災復興に必要な我が国の漁業補助金は、禁止される補助金には該当せず、引き続きその交付が可能とされる。



支援や人材育成等に関する規定が、協力及び能力開発章（第 21 章）及び開発章（第 23 章）に定められている。

また、競争力及びビジネスの円滑化章（第 22 章）、中小企業に向けた本協定の情報提供について定める中小企業章（第 24 章）、各締約国が国内の規制措置を調整すること等を定める規制の整合性章（第 25 章）は、サプライチェーンのグローバル化を支える本協定の革新性を表すものとされている<sup>41</sup>。

一方、透明性及び腐敗行為の防止章（第 26 章）は締約国の関係法令等の公表等について定め、運用及び制度に関する規定章（第 27 章）は T P P 委員会の設置による本協定の実施・運用に関する事項の検討について規定している。さらに、本協定の解釈又は適用に関する締約国間の紛争解決手続に関する規定（紛争解決章（第 28 章））、協定の適用の例外等に係る規定（例外及び一般規定章（第 29 章））が設けられている。

なお、最終規定章（第 30 章）には本協定の発効要件等が定められている。この規定によれば、本協定は、全ての原署名国が国内法上の手続を完了した旨を書面により寄託者<sup>42</sup>に通報した日の後 60 日で発効する（30.5 条 1）。ただし、署名後 2 年以内に全ての原署名国が国内法上の手続を完了した旨を通報しなかった場合には、原署名国の 2013 年の GDP の合計の少なくとも 85% を占める、少なくとも 6 の原署名国が国内法上の手続を完了した旨を通報することが発効の要件とされている（30.5 条 2）<sup>43</sup>。

また、本協定は、① A P E C 参加国又は独立の関税地域、② 締約国が合意する他の国又は独立の関税地域の加入のために開放されている（30.4 条）。

（かんだ しげる、かみたにだ すぐる、ささき けん）

---

<sup>41</sup> 中川淳司「T P P 大筋合意の内容一条文構成と合意の概要」『貿易と関税』（2015 年 11 月）7 頁

<sup>42</sup> 本協定の寄託者はニュージーランドである（30.7 条）。

<sup>43</sup> 2013 年においては原署名 12 か国の GDP 合計額のうち、日本が約 18% を、米国が約 60% をそれぞれ占めており、この規定に基づく本協定の発効には、日米両国が国内手続を終了することが必要となる。